

きらめく自然と笑顔が織りなすふれあい交響都市



目 次
－合供の必要性 P2

- 計画策定の方針…．．．．．．．．．．．．．．．．．．P3
- 新市の概況 P3
- 主要指標の見通し……．．．．．．．．．P4
- 新市建設の基本方針………．P5
- 地域別の整備方針………．．．．．．P7
- 新市の主要施策••••••••••••••••••
- 新市における県事業の推進……P15
- 公共的施設の統合整備……．．．．P16
- 財政計画……．．．．．．．．．．．．．．．．．．P17 7
- 合併の財政効果……．．．．．．．．．．．．P19
- 合併協定項目一覧•••••••••••••P21


## 合併の必要性

合併が必要とされる理由として，次のような社会的背景があげられます。

総人口の減少と少子高齢化の進行への対応の必要性
総人口の減少と少子高齢化は，労働人口の減少 による歳入規模の縮小や，福社•医療などにかかる歳出の増大など，健全な財政運営に支障をきたすこ とが考えられます。今後，地域社会が発展し，住民 か安心して暮らせるためには，これまで以上に地域 が一体となってまちづくりに取り組み，市町村自らが効率的な行財政の運営，専門性の高い職員の確保，自立性の高い財政力の確立など，総合的な観点か ら行財政基盤を整備していく必要があります。

## 財政の悪化と行財政改革の必要性

国及び地方自治体は，行財政改革に着手してい ますが，住民ニーズの高度化•多様化による行政需要の拡大は今後も進むものと考えられ，近い将来には， そうした需要をまかなう財源が不足することが予想 されています。長期的に安定した財源を碓保し，強固な行財政基盤を築く体制づくりが求められます。

## 日常生活圏•経済圏の拡大と IT（情報通信技術）の急速な発展への対応の必要性

住民の生活圈や企業の経済活動圈は市町村の行政区域を越えて拡大しております。更にIT（情報通信技術）が急速に普及し，ITの活用による生活圈や経済活動圈の拡大は，今後ますます加速されること が予想されます。
一方で，IT（情報通信技術）の活用は，行政区域内での地理的距離によるサービス水準の格差を解消 することも可能とし，高齢者や障害者などへのサービ スの充実面においても大いに有効と考えられます。
こうした日常生活圈•経済圈の拡大とIT（情報通信技術）の急速な発展に対応した行政体制の整備が求められています。

## 地方分権への対応の必要性

地方分権が実行段階を迎え，これからの市町村は，自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かして主体的に行政を進めていくことになります。
こうしたなかで地方分権時代に対応する行政組織を築くため，今後は，市町村の行政体制や財政基盤を充実強化し，政策立案能力を高めることが求め られています。

## 計画策定の方針

新市建設計画は，4町村（成東町，山武町，蓮沼村，松尾町）の合併後の新市のソフト，ハード両面を含めた，まちづくり全般のマスター プランとなるものであり，本計画の実現を図ることにより，4町村の速 やかな一体性の確保を促し，住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

## 計画の内容

本計画は，新市を建設していく ための基本方針，また，基本方針 を実現するための根幹となるべ き主要事業，公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

## 計画の期間

本計画における主要事業，公共的施設の統合整備及び財政計画は，平成18年度から平成27年度までの10か年について定め るものとします。
※新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については，合併後の新市において策定する基本構想，基本計画，実施計画にゆだ ねるものとします。

## 新市の概況

新市は，千葉県の東部に位置し，県都千葉市や成田国際空港まで約 $10 \sim 30 \mathrm{~km}$ ，都心へも約 $50 \sim 70 \mathrm{~km}$ のと ころにあります。日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で約 8 km にわたって太平洋に面し，総面積は146．38 $\mathrm{km}^{2}$ です。
地勢は大別して九十九里海岸地帯と，その後背地としての広大な沖積平野及び標高 $40 \sim 80 \mathrm{~m}$ の低位台地 からなる丘陵地帯で構成されており，これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開しています。
海岸地帯は，砂浜と松林が連なり，成東海岸と蓮沼海岸の遠浅の海が広がり多くの海水浴客が訪れます。
平地地帯は，本地域の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で，田園地帯を形成しています。
丘陵地帯は，大部分が成田層と呼ばれる地質で，表層が関東ローム層，下層が砂及び粘土互層で構成され ており，上総層群の堆積盆地に位置しています。
新市は，稲作はもちろん野菜や果実の生産も盛んで，山武杉などの林産物，九十九里浜の海の幸と，自然の恵み豊かな地域であるとともに，観光リゾート地として海水浴やサーフイン，テニスなどのスポーツも楽しめ，若者 にも魅力ある地域資源を有しています。近年では新市の立地条件の良さから，工業施設の集積が高まりつつ， また自然環境の良さからもこの地域を訪れ，移り住む人々も数多くいます。
近年では，交通アクセスの利便性も向上しており，今後さらなる交流と物流と観光の拠点として発展すること が期待されています。

## 主要指標の見通し



新市の人口はほぼ横ばいで推移し，平成27年に は約61，000人となると推計されます。同年の年少人口比率は13．4\％で，平成12年と比較すると2．6ポイン ト減少します。また，老年人口比率は $27.7 \%$ で，平成 12年より8．5ポイント上昇します。
＊人口の将来見通しについては，平成7，12年のセンサス変化率を用いたコーホート法で推計を行いました。

## 世帯数

新市の世帯数は，核家族化の傾向が一層進む と予想されるため，平成12年の約 18,000 世帯から平成27年に，約22，000世帯になると推測されます。
＊世帯数は，平成7，12年の1世帯当り人数の減少傾向が今後 も継続すると仮定して推計しました。

## 就業人口

就業人口は，就業率全体に大きな変化がないものとす ると，第1次産業への就業割合は減少傾向であることから平成12年の15．7\％から平成27年には8．9\％となりかわって第3次産業の就業割合が平成12年の $55.3 \%$ から平成 27年には62．1\％に増加すると推計されます。
そのため平成27年には約31，000人になると見込まれます。

[^0]



## 新市建設の基本方針

## 新市の将来像

新市は，太平洋の青い水平線と白い砂浜のコントラストが美しい九十九里海岸，そしてその後背地に広がる田園地帯，森林を有する丘陵地帯で構成された自然環境に恵まれた都市です。
そこで，新市では，恵まれた自然環境のなかで人々が歴史的に育んできた産業と文化を土台に，自然と共生 する個性豊かな生活環境，地域資源の循環による新しい豊かさの創造，活力あふれる産業の振興，そして人 が集い交流し賑わう観光のまちづくりを目指します。そのため，本計画では，新市の将来像を「きらめく自然と笑顔が織りなす ふれあい交響都市」と定めます。

「きらめく自然」は，九十九里浜をはじめとする雄大な自然と，下総台地や九十九里平野の大地の恵みを表現しています。
「笑顔」は，子どもから高齢者まで，市民一人ひとりがいきいきと輝き暮らすことを表しています。
新市では，「自然」と「笑顔」がハーモニーを奏で響きあい，一層の相乗効果を生み出すことで，人々の「ふれ あい」豊かな魅力ある都市を創ります。

## 新市の将来像

## きらめく自然と笑顔が織らなす

 ふれあい交響都市新市の基本理念
1）住んで良かつたといえるまちづくり
水と緑の彩りあふれるこの地域の自然と共生し，豊かさと安らぎ を築いていくことにより，新市で生活するだれもが「住んで良かった」「これからもここに住み続けたい」と言え，訪れる人が「住んでみた い」と思えるまちづくりを進めます。
（2）人と自然の地域循環で
元気に輝くまちづくり

この地域が持つ豊かな自然の恩恵をただ消費するだけでなく，再生と再利用によって新しい価値を見い出し，資源が循環する仕組みをつくります。また，だれもが健康で生きがいのある生活を送 ることで，愛着と誇りを持って地域を担う次世代の心を育てます。こ うして人と自然を大切にする地域循環の流れを未来へとつないで いくことで，元気に輝くまちづくりを進めます。

① 人々の交流の和が広がるまちづくり
新市は，自然が豊かな観光リゾート，産業立地条件に恵まれた地域として，交流人口や転入人口の多いこの地域では，ここに住 む人々とこの地を訪れる人々，そして新たに暮らす人々との交流が，新しいまちづくりの原動力となります。人が交流し，ものが交流し，産業が交流して，その和が陸に空に海へと広がるまちづくりを進 めます。
（4）市民が主役のまちづくり
市民一人ひとりが主役の時代にあって，多様化，複雑化する地域課題を解決し，住みよいまちづくりを進めていくためには，市民と行政の協働と情報公開を推進していくことが必要です。できるだ け多くの市民の知恵をまちづくりに活かし，市民と行政が協働でま ちづくりを進めます。

新市建設の基本目標


暮らしを支える快適なまち

水と緑が豐かな住みやすいまち

にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち暮らせるまち文化の香り高いまち
$\qquad$

## 地域別の整備方針

新市の地理的な要因やまちづくりを踏まえ，地域を4つのゾーンにわけ，振興の方策を定めます。新市では各 ゾーンの均衡ある発展を推進するため，各ゾーン間を結ぶ幹線道路の改良等の整備を図るとともに，地区間を環状型に結ぶ広域的ネットワークの構築の促進に努めます。
また，鉄道網を主軸としたネットワーク機能の強化に努め，まちづくり拠点地区間等の交通アクセスの利便性 の向上を目指します。

## （1）丘陵生産ゾーン

丘陵生産ゾーンは，首都圈の食料基地としての役割を重視 しながら，安全•安心•新鮮など消費者ニーズに的確に対応し た都市型農業の発展に努めます。また，自然環境との調和に留意しながら，恵まれた立地を生かして，工業や流通などの機能集積や住宅開発の誘導を図っていきます。

## （3）田園食彩ゾーン

田園食彩ゾーンは，新市住民のみならず，首都圈•全国へ地域の農産物を供給する地域として，農業の振興を図るととも に，住環境の整備に努めます。また，地元農産物の直売や体験農業など，地産地消を推進するためのシステムら゙くりを進め ます。

## （2）都市交流ゾーン

都市交流ゾーンは，成東庁舎や山武庁舎，松尾庁舎を拠点 として，新市の賑わいを創出する地域として，商業機能，オフィ ス機能，文化交流機能などの集積に努め，駅周辺の整備や都市景観の誘導，水と緑の嘼いの場の確保などにより，近隣市町村や他の地域からも人々が集まり，楽しく賑わう空間の創出 に努めます。

## （4）海浜リゾートゾーン

太平洋に開かれた九十九里浜沿岸地域を海浜リゾートゾー ンとし，太平洋のイメージを通して，新市の魅力を全国へアピー ルする地域として，九十九里浜の自然環境と調和した景観の形成や，新市独自の物産の直売や食の魅力の創出，多様なス ポーツ合宿の誘致などにより，通年型の観光地づくりを進めます。



## 新市の主要施策

## 賱1暮らしを支える快適なまち

主要施策
施策内容

道路網の整備•充実

道路は，新市内外の地域間アクセスを向上させ，市民生活の利便性向上や，地域産業の発展，観光ルー トの開発につなげることを目指し，体系的な整備に努 めます。

主要事業
○国•県道の整備促進 ○市道整備事業
○広域農道整備事業

公共交通網の整徣•充実

駅を新市の玄関口ととらえ，JR線の増発による利便性の向上とともに，駅周辺の整備，駅を起点とする観光スポットとの連絡交通網の整備を促進します。

OJR駅舎等整備事業
OJR利便性向上対策事業
○地域バス交通対策事業

都市機能の強化

新市の都市機能の強化を進めるため，都市計画 マスタープランを策定し，都市計画道路の整備や都市公園の整備など総合的な基盤整備を計画的に進 めます。

○中心市街地活性化事業 ○土地区画整理事業

4）防災体制の強化
災害に強いまちづくりに向けて，地域防災計画を策定し，避難路や避難場所の確保，オープンスペー スとなる道路•公園の整備，建築物の耐震•不燃化， ライフラインの強化などを促進します。

○防災対策事業
○防災行政無線整備事業
○防災拠点整備事業
○自主防災組織の強化
○消防施設整備事業

交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の向上を図るとともに，警察署や交通安全関係団体などと連携し，高齢化などの社会情勢の変化に対応した有効な交通安全対策を積極的に推進します。

○交通安全施設整備事業

## 防犯対策の強化

市民，行政，警察の連携強化に努めながら，地域 の防犯組織によるパトロールなど，防犯活動の充実を促進します。

○防犯組合•協会活動支援事業
○防犯設備整備事業


## 鳏2 水と緑が豊かな住みやすいまち

主要施策
1）自然環境の保全
新市では森林，田園，海浜の個性に応じて自然環境の保全と景観の保護に努めるとともに，自然環境と バランスのとれた宅地開発や道路整備，地域に応じ た排水処理，ゴミの不法投䍒の防止，公共用水域の水質監視等を推進します。

主要事業
○生態系保全対策事業
○遊歩道等整備事業
○不法投葉等防止事業

循環型社会の形成
新市のゴミ処理については，分別収集の徹底や家庭用生ゴミの堆肥化装置の設置促進，新市全域で ゴミ处理方法の統一などを図ります。さらに，学校•家庭•職場•地域などにおいて環境教育を実施し，市民 の意識の高揚を図り，一人ひとりが環境問題につい て考え行動するまちづくりに取り組みます。

○ゴミ減量化再資源化の推進事業 ○資源循環型農林業の推進事業 ○環境教育の推進事業
○ISOネットワーク協議会活動支援
（3）住環境の整備•充実
新市は，都心や空港に近く自然環境に優れている ことから，今後も住宅ニーズの増大が予想され，こうし た状況に対応した土地利用についての基本計画を策定し，適切な住宅開発の誘導や，公営住宅の整備 に努めます。

また，空港周辺地域の住環境については，航空機騒音，電波受信障害，落下物など地域住民の切実な問題であるため，関係機関と協議してその対策に努 めます。

○公園等整備事業
○空港周辺騒音等対策事業

## 4）上下水道の充実

新市では，住みやすいまちづくりのため，上水道に ついては，安全で良質な水を安定的に供給できるよう関係機関に働きかけていきます。下水道については，生活排水による公共用水域の水質污濁を防止する ため，公共下水道，農業集落排水，合併処理浄化槽 による新市の総合的な下水道整備を推進していきま す。

○上水道整備事業
○公共下水道整備事業
○農業集落排水事業
○合併処理浄化槽設置促進事業


# 輷稨3 にぎわいや豊かな暮らしを創出するまち 

主要事業
農林水産業の振興

工業の振興
新市では，工業団地への企業誘致を積極的に促進するとともに，地域で優良企業を育む仕組みづくり に努めます。そのために，企業経営の安定化と高度化を図るための制度を充実するとともに，幹線道路の整備等を通じて工業生産と物流の拠点形成に向け た工業基盤の確立を図ります。

○農村振興総合整備事業
○農林水産業担い手育成事業
○農業用排水路整備事業
○農道整備事業
○畜産振興対策事業
○林業振興対策事業

農林水産業は，食料生産だけにとどまらず，環境•景観の保全や防災，地域振興，教育など多面的な機能を持つことから，意欲ある担い手の育成，生産基盤 の整備，自然環境との共生などを基本に振興を図りま す。

○企業誘致推進事業
○新産業育成事業
○中小企業資金融資事業

商業の振興
商業は，核となる業種の誘致や集客力のある商業施設のネットワーク化の促進などにより，競争力のある質の高い商業・サービス業づくりを推進し，地域住民 が利用しやすく，若者にも魅力のある商店街づくりを推進します。

○商工団体育成支援事業
○商店街振興事業

新市では，合併のイメージアップ効果を利用して，夏季中心の観光から，年間を通じて多くの人々がい つでも気軽に訪れ，余暇を楽しむことができるよう，海洋レジャーや海辺空間の魅力を楽しむことのできる通年型の観光地づくりを目指します。

○観光拠点施設整備事業 ○通年観光交流振興事業 ○海水浴場対策事業
○観光基本計画策定事業

新しい交流拠点 づくり

新市においては，地域内外の人々の交流を一層促進するため，公園，観光，歴史•文化施設等のネットワー ク化を図り，農産物や水産物等の販売•促進，観光資源など新市のまちづくり情報を総合的に発信していく ような新たな交流拠点の整備に向けた検討を進めます。

○公園等整備事業（再掲）
○観光拠点施設整備事業（再掲）
○歴史•文化施設整備事業（再掲）


## 鯘4 だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまち 」」ノ

主要施策
地域医療の充実

施策内容
医療については，かかりつけ医の普及を図るとともに，身近な病院や診療所と高度医療機関との一層の連携強化に努めます。さらに，地域医療の拠点となる高度医療機関の誘致を図るなど，どのような疾病，けがに見舞 われても，地域の中で完結した医療が受けられる体制 づくりを促進するとともに，住民が多様な医療機関を受診しやすいよう交通手段の整備に努めます。

健康のまちづくらの推進

生活習慣病予防など，健康づくりへの関心が高ま るなか，一人ひとりが健康づくりの重要性を認識し，健康づくりに取り組むよう，母子•成人•高齢者•障害者等の保健事業の充実を図るとともに，生涯学習事業などあらゆる機会を通じて住民一人ひとりの状況 に応じた健康づくりに重点的に取り組みます。

○健康のまちづくり事業
○保健福祉施設整備事業
○生活習慣病対策事業
○健康福祉まつり事業

高齢者•障害者への支援の充実

一層高齢化が予想されるなか，要介護状態になっ ても安心して介護が受けられる体制づくりや，要介護 にならないための介護予防•痴呆予防の推進を図りま す。また，障害者の自立と社会参加を目指し，支援費制度をはじめ，多様なニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。

○介護保険サービス関連事業
○介護予防•痴呆予防事業
○高齢者の生活支援•生きがい対策推進事業 ○障害者の自立と社会参加の促進事業 ○シルバ一人材センターの充実促進事業
○入所施設等の充実促進事業
（4）次世代の育成支援

次世代育成支援については，多様な保育ニーズに応じて保育所，学童保育の機能の拡充，幼稚園にお ける預かり保育の充実などを図るとともに，保育•教育機関が連携して子どもの基礎的生活習慣の確立や乳幼児期の教育的支援に努めます。

○次世代育成支援対策推進事業
○保育施設整備事業
○子育て支援施設整備事業
（5）地域福祉の充実


高齢者や障害者，児童をはじめ，すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを目指し，ボランテイア活動の一層の活性化を図りながら，地域で支えあうまち づくりを進めていきます。

○医療ネットワーク事業
○医療機関への交通手段の確保

○福祉ボランティアの育成•支援事業 ○福祉交流拠点の充実

# 䱜套5 人と人とがふれあう文化の香り高いまち 

学校教育の充実

2生涯学習•生涯スポーツの推進

学校教育では，基礎•基本を大切にし，自ら学ぶ意欲を引き出し，学力の向上を目指した各種学習プロ グラムの導入と指導体制の強化を図ります。
教育環境の整備では，計画的に施設の整備充実 を図るとともに，情報化社会に対応した教育の充実 のため，学校における情報化の推進を図ります。

○小中学校施設整備事業 ○幼稚園施設整備事業
○学校給食施設整備事業 ○情報教育環境整備事業 ○相談支援体制の充実

新市の生涯学習施設や文化・スポーツ施設を，立地や特性により役割分担させながら，市民一人ひとり が興味や関心に応じて，地域の自然や歴史•文化か ら暮らしに役立つ情報，技術まで，体系的•総合的に学び，楽しめるシステムづくりを進めます。

○生涯学習情報誌の発行
○生涯学習指導者データバンクの活用
○市民スポーツ促進事業
○生涯学習・スポーツ施設整備事業
（3地域文化の䋛承之創造

新市では，地域の歴史•文化の発掘に努め，次世代への継承を図るとともに，新市としての祭りやイベン トを展開するなど，伝統と新しい文化を融合し，それら を共有するコミュニテイの形成を図ります。

○文化の保存•管理事業 ○郷土芸能育成事業 ○歴史•文化施設整備事業 ○文化イベント事業


## 鳃6 住民と行政が協働してつくるまち

## 主要施策

住民と行政の協働による まちづくりの推進

施策内容
今後施策の推進にあたっては，情報公開と計画策定の段階からの住民参画と，住民と行政との協働に よる魅力あるまちづくりを推進します。また，男女共同参画社会の形成を目指し，審議会•協議会等の政策•方針決定の場への女性の登用を促進します。

また，新市では地域内における積極的な交流を促進するため，行政区活動など地域コミュニテイ活動に対するサポートを強化し，市民の活動への参加を促進します。

主要事業
○まちづくり条例の制定 ○地域振興基本方針の策定

○コミユニティ施設整備事業 ○男女共同参画推進事業 ○国際•国内交流事業
○ふるさとイベント事業 ○まちづくり情報誌の発行
©
情報化の推進

効率的で開かれた行政の推進

IT社会の進展を受け，多様な電子情報を市民だ れもが活用できるデジタルネットワークの基盤整備を推進します。

○高度情報通信網整備事業
○地域情報化推進事業（民間CATV）の普及
○電子自治体推進事業

合併を契機として，多様化，高度化する住民ニー ズに対応して，充実した行政サービスを円滑に提供 できる体制の整備とそのための職員の資質•専門性 の向上に努めます。

また，地域によって行政サービスに格差が生じない よう，各町村にある既存の公共施設は，その役割分担の見直しによる有効利用に努めるとともに，各公共施設間のネットワーク化を図ります。庁舎については，老朽化した施設の建替えを行うとともに，効率的に機能を発揮できるよう整備•充実に努め，利便性の向上 を図ります。

○庁舎施設整備事業
○広報•広聴の充実
○市政モ二タ一制度の導入
○品質•環境マネジメントシステムの維持•推進
○品質マネジメントシステムと行政評価の並行導入
○満足度•重要度を基本とした市民アンケート事業の実施
○行財政運営の効率化の推進と財政状況の公表


## 新市における県事業の推進

## 県の役割

県は，新市が基礎自治体として住民のニーズに的確に対応できるよう，「ふさのくに合併支援交付金」による財政支援や政策立案等に当たっての人的支援などを行うとともに，様々な場面で，地域住民や新市と連携しな がら，地域特性を活かしたまちづくりを促進していきます。

さらに県は新市の地域間の交流•連携の強化，利便性の向上と地域経済の活性化につながる首都圏中央連絡自動車道の整備促進に努めるとともに，国道126号及び県道の整備など地域ネットワークの構築に不可欠 な交通網の整備や人々の快適な生活を支える各種社会基盤の整備，河川改修や海岸整備など自然災害防止事業等を推進していきます。
また，新市の豊かな自然を活かし，海洋しジャーや海辺空間の魅力を楽しむ通年型の観光エリアとなるよう取 り組むとともに，体験農業等による都市住民との交流などにより，広域的な交流人口の増加を図るほか，農業生産基盤整備や湛水防除事業等による農業振興，サンブスギ溝腐病対策などによる森林の保全，整備を推進し ます。

新市における県事業

| （1）道路整備 | （国道） | ○国道126号 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | （県道） | 千葉八街横芝線，飯岡一宮線，成田松尾線，成東酒々井線，成田成東線，横芝山武線，日向停車場極楽寺線，成東山武線，成東鳴浜線，飯岡片貝線，松尾停車場線 |
| 2 農業農村整備 | 農業生産基盤整備 | ○経営体育成基盤整備事業（豊岡地区） |
|  | 農村整備 | $\bigcirc$ 広域営農団地農道整備事業（九十九里地区） |
|  | 農地の防災保全 | $\bigcirc$ 湛水防除事業（蓮沼I期地区，小松地区，中台地区） |
| （3）市民の治安安全対策 |  | －交番•駐在所の整備 |

## 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については，住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し，地域のバランス， さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

また，新たな公共施設の整備については，行財政運営の効率化はもとより，現在の公共的施設の有効利用•相互利用等を総合的に勘案し，計画的な整備に努めます。
なお，新市の事務所の位置は成東町殿台296番地（現成東町役場）とします。事務所の機能については，総合支所方式＂を採用し，将来は本庁方式 ${ }^{*}$ へ移行します。

## ＊本庁方式•総合支所方式

合併後の庁舎の配置方法については，「本庁方式」，「総合支所方式」などがある。「本庁方式」とは，業務の主要な機能を本庁にまとめ，本庁以外の庁舎は，支所などの機能とするもの。「総合支所方式」は，管理部門などを除き，合併前の各庁舎の主要な機能を残すもの。


## 財政計画

財政計画は，新市における10年間の財政運営の指針として，歳入•歳出を各科目ごとに，過去の実績や現在 の経済状況•財政制度を勘案しながら推計し，普通会計べースで作成しました。作成にあたっては，健全な財政運営を基調に，合併に伴う変動要因や主な節減効果等を反映させるとともに，合併特例債等の財政措置を勘案しています。
（単位：百万円）

＊なお，平成20年度は過去の地方債の借り換えを行いますので，歳入の地方債と歳出の公債費に約14億円ずつを上乗せ計上しています。

歳入の見込み方

|  | 説 明 | 推計方法 |
| :---: | :---: | :---: |
| 地方税 | 新市が独自に課税•徴収する税金です。市民税，固定資産税等があります。 | 現行税制度を基本に，過去の実績や人口見通し等を踏ま えて見込んでいます。 |
| 地方交付税 | 地方公共団体が標準的な行政を運営していくた めの経費を，地方税等の収入でまかなえない場合に，国からその不足分を交付されるものです。 | 現行の交付税措置を基本に，普通交付税算定の特例（合併算定替）等に係る財政措置を見込んでいます。また，合併特例債等に係る地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。 |
| 国•県支出金 | 新市が行う行政サービスに必要な経費の財源と して国や県から市に交付されるものです。 | 一般行政経費分は過去の実績等により算定し，普通建設事業分は本計画事業分を反映させるとともに国県の財政支援措置を見込んでいます。 |
| 地方債 | 新市の長期にわたる借入金です。学校建設事業等の財源にあてるため，国などから借り入れます。 | 現行の地方債制度をもとに，通常債や合併特例債等を見込んでいます。 |
| その他 | 地方譲与税，交付金，分担金及び負担金，使用料及び手数料，諸収入等です。 | 過去の実績や将来の人口見通し等を勘案して見込んで います。 |

（単位：百万円）

| 歳 出 | 平成188年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 10年間の合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 人件費 | 4，395 | 4，25 | 4，198 | 4，139 | 4，080 | 4，014 | 3，948 | 3，883 | 3，817 | 3，751 | 82 |
| 扶助費 | 1，638 | 1，67 | 1， | 1，7 | 1，7 | 1，856 | 1，915 | 1，974 | 2，033 | 2，092 | 18，457 |
| 公債費 | 2，176 | 2，209 | 3，616 | 2，129 | 2，149 | 2，229 | 2，310 | 2，275 | 2，328 | 2，445 | 23，866 |
| 物件 | 3，068 | 3，039 | 3，010 | 2，982 | 2，953 | 2，921 | 2，890 | 2，858 | 2，827 | 2，797 | 29，345 |
| 補助費等 | 3，473 | 3，560 | 3，706 | 3，696 | 3，669 | 3，502 | 3，501 | 3，493 | 3，493 | 3，493 | 35，586 |
| 普通建設事業費 | 3，387 | 3，189 | 3，514 | 3，455 | 3，141 | 3，044 | 2，968 | 2，913 | 2，307 | 2，086 | 30，004 |
| その他 | 2，003 | 2，028 | 1，967 | 1，889 | 1，916 | 2，006 | 2，118 | 2，152 | 2，197 | 2，170 | 20，446 |
| 歳出合計 | 20，140 | 19，960 | 21，728 | 20，047 | 19，705 | 19，572 | 19，650 | 19，548 | 19，002 | 18，834 | 198，186 |

歳出の見込み方

|  | 説 明 | 推計方法 |
| :---: | :---: | :---: |
| 人件費 | 議員•各種委員，特別職，一般職等に支払わ れる経費です。 | 合併による議員，職員等の減少を見込んでいます。 |
| 扶助費 | 児童•高齢者•障害者等を援助するための経費です。 | 高齢化の進行や生活保護事務の移譲等の影響を見込 んでいます。 |
| 公債費 | 地方債の元利償還金等に要する経費です。 | 合併までの借入れに対する償還額と合併後の本計画事業等に伴う，合併特例債等の新たな地方債に係る償還額を見込んでいます。 |
| 物件費 | 消耗品や備品の購入，光熱水費，委託料等 に要する経費です。 | 合併による事務経費の削減効果等を見込んでいます。 |
| 補助費等 | 市内の各種団体や一部事務組合などへの補助金です。 | 一部事務組合等の事業等の見通しを反映しています。 |
| 普通建設事業費 | 道路や学校等の整備事業に要する経費です。 | 本計画に位置付ける事業費を見込んでいます。 |
| その他 | 維持補修費，積立金，投資•出資•貸付金，繰出金です。 | 国民健康保険，介護保険等の特別会計への繰出金の増加等を見込んでいます。 |

## 合併の財政効果

合併の財政効果には，「人件費削減効果」と，国や県による「財政支援措置」があります。合併後 10 年間の財政効果がいくらになるか試算すると次の通りです。

## 人件費削減効果

特別職や議員，一般職員などの人数が減少することに伴い，人件費が削減されます。

| 項 目 | 累積削減額 |  |
| :---: | :---: | :--- |
| 特別職（町村長•助役等） | 約11．9億円 | 現在の12人から4人に減少します。 |
| 議 員 | 約8．1億円 | 現在の64人から24人減少します。 |
| 各種行政委員 | 約3．1億円 | 現在の経費から2割程度の削減が見込まれます。 |
| 一般職員 | 約33．0億円 | 類似団体の平均職員数まで，10年間均等に人員を削減すると仮定して計算しています。 |
| 合 計 | 約56．1億円 |  |

## 財政支援措置

国の財政支援措置には，合併に伴う地方交付税措置や，合併特例債の起債償還における地方交付税への優遇措置，合併市町村補助金などがあります。

## （1）合併に伴う地方交付税措置

合併することにより，地方交付税措置があります。普通交付税と特別交付税の兩方で制度化されています。

| 項 目 | 累積措置額 | 説 明 |
| :---: | :---: | :--- |
| 普通交付税の合併補正 | 約6．0億円 | 情報ネットワークの整備や，住民サービス水準の調整等の経常経費に対して合併後5年間措置 <br> されます。措置額は，合併後の人口の状況などにより決定されます。 |
| 合併に伴う特別交付税措置 | 約8．1億円 | コミュニティ施設整備，公共料金格差調整等の経費として合併後3年間措置されます。 <br> 措置額は，合併後の人口の状況などにより決定されます。 |
| 合 計 | 約14．1億円 |  |

[^1]
## 2 合併特例債

合併特例債は，合併した場合にのみ，合併後10年間に限って発行できる有利な起債です。道路や公共施設の整備などを行う建設事業の分と，基金造成の分があります。その償還額（元金＋利子）の7割が地方交付税に算入されます。

| 項 目 | 発行予定額 | 説 明 |
| :---: | :---: | :--- |
| 建設事業分 | 約107．6億円 | 合併町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として，4町村合計の発行限度額は <br> 264．8億円です。このうち，本計画で位置付ける事業の財源として107．6億円を見込んでいます。 |
| 基金造成分 | 約26．5億円 | 旧町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために，27．9億円の基金を積み立てることと <br> しています。その財源として，合併特例債26．5億円を見込んでいます。 |
| 合 計 | 約134．1億円 |  |

＊その他，合併前の事業に対して起債できる合併推進債もあります。

## （3）国•県の補助金•交付金

合併した市町村の事業に対して，国による合併市町村補助金制度と，県によるふさのくに合併支援交付金制度があります。

| 項 目 | 累積交付額 | 説 明 |
| :---: | :---: | :---: |
| 合併市町村補助金 | 5.1 億円 | 合併後3年間に，公共施設改修，合併記念事業など，旧町村の一体化等に関する事業を推進 する場合に補助されます。補助額は，人口規模により決まっています。 |
| ふさのくに合併支援交付金 | 7．0億円 | 電算システムの統合など，合併による一体的なまちづくりなどに関する事業を推進する場合に，交付されます。交付額は，関係町村数により決まっています。 |
| 合 計 | 12．1億円 |  |



## 併協定項目一覧

## 1合併の方式

成東町，山武町，蓮沼村及び松尾町を廃止し，その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 2 合併の䐓日

合併の期日は，平成18年3月27日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は，「山武市（さんむし）」とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は，成東町殿台296番地（現成東町役場） とする。
なお，事務所の機能については，総合支所方式を採用し，将来は本庁方式へ移行する。

## 5 㨾会の鍼員の定数及び任䐓の取扱い

新市の議会の議員の定数は24名とする。
ただし，4町村の議会の議員は，市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し，平成 19 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

なお，在任特例期間中の新市の議会の議員の報酬月額は，議長 269，000円，副議長228，000円，議員213，000円とする。

## 

1．選挙による委員の定数は30人とし，旧町村を単位とする選挙区を設置する。

なお，選挙区ごとの委員定数については合併時までに調整 する。
ただし，4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は，市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定 を適用し，平成18年11月30日まで引き続き委員として在任する。
2．選任による委員のうち議会推薦委員は，4人とする。
3．新市の農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による農地部会及び同条第3項の規定による部会は設置しない。

## 7 地域圐議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基 づく地域審議会を新市において設置する。

なお，地域審議会の組織及び運営については，地域審議会の設置に関する協議（別紙）のとおりとする。（※別紙略）

## 8 地方税の取投い

1．個人町村民税，法人町村民税，固定資産税，軽自動車税， たばこ税及び鉱産税については，市税として現行のとおり新市 に引き継ぐ。
2．個人町村民税，固定資産税及び軽自動車税の納期につい ては，合併時に統一する。

## －9 一般識の識員の身分の取扱い

1．一般職の職員は，市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第1項の規定により，すべて新市の職員として引き継ぐ。
2．一般職の職員の任免，給与，勤務条件その他の身分等の取扱いに関しては，市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により，公正に処遇するものとし，現職員について は，現給料を保障する。
3．職員数については，新市において定員適正化計画を策定し，定員管理の適正化に努める。

## （10財啇の取扱い

4 町村の所有する財産及び債務については，すべて新市に引き継ぐ。

## （11）特別樴の身分の取报い

1．特別職の設置•人数•任用については，法令等の定めるとこ ろに従い調整する。法令等の定めがない場合は，必要性を検討し，新市において新たに設置する。
2．特別職の給料及び報酬については，現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。

## （12条例，規則等の取扱い

条例，規則等の制定に当たっては，合併協議会で協議•確認され た各種事務事業等の調整内容に基づき，次の区分により整備する。

1．合併と同時に市長職務執行者の専決処分により，即時制定し施行するもの
2．合併後，一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
3．合併後，逐次制定し，施行するもの

## ⑬事務組織及び機構の取扱い

1．新市の事務組織及び機構は，次に掲げる事項を基本として編成する。
（1）本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。
（2）市民の声が適正に反映され，迅速な対応ができる組織機構とする。
（3）担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。
（4）事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。
（5）責任の所在が明確な組織機構とする。
（6）進展する地方分権や行政需要の変化に適確に対応でき る組織機構とし，常に見直しを行う。
2．総合支所の事務組織及び機構は，現状で住民が享受している行政サービスの維持を基本とし，事務の効率化を図る上で一括処理することが適当な事務を処理する組織機構を本庁に整備する。

## （14）一部事務組合等の取扱い

4町村が加入している一部事務組合及び共同設置による機関に ついては，合併の日の前日をもって脱退し，新市において合併の日 に当該組合及び機関に加入する。

## （15）使用料，手数料等の取报い

使用料については，原則として現行のとおりとする。
ただし，道路占用料等の同一の使用料については，可能な限り統一 する。

なお，新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について，新市において引き続き検討する。手数料については，4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に，サービスに対する適正な負担額を決定し，原則として合併時に統一する。

## （16 公共的國体等の取报い

公共的団体等は，新市の一体性を確保するため，それぞれの実情を尊重しながら，統合又は再編の調整に努める。

1．4町村に共通している団体は，できる限り合併時に統合でき るよう調整に努める。
2．4町村に共通している団体で，実情により合併時に統合できな
い団体は，合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
3．独自の目的をもった団体は，原則として現行のとおりとする。

## （17補助金，交付金等の取报い

4 町村の補助金，交付金等は，従来からの経緯，実情に配慮し，次のとおり調整する。

1．4町村で同一あるいは同種の補助金，交付金等については，
関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
2．4町村において独自の補助金，交付金等については，制度の経緯，従来からの実績を尊重し，新市域全体の均衡を保つように調整する。
3．整理統合できる補助金，交付金等については，統合，廃止の方向で調整する。

## （18 町名•字名の取报い

1．4町村の字の区域は原則として現行のとおりとする。
2．字の名称については，次のとおりとする。
（1）成東町については，現行のとおりとする。
（2）山武町については，湯坂（ゆさか）を西湯坂（にしゆさか） とし，その他は現行のとおりとする。
（3）蓮沼村については，現行に蓮沼（はすぬま）を冠した名称 とする。
（4）松尾町については，現行に松尾町（まつおまち）を冠した名称とする。

## 19 慣行の取扱い

1．市章，市の木，市の花及び市の鳥については，公募等により新市において新たに制定する。
2．市民憲章及び市民歌については，新市において新たに制定 する。
3．宣言については，新市において従来のものを調整，必要性を検討の上で新たに制定する。
4．名誉市民及び表彰については，新市において新たに制度を制定する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

1．国民健康保険税（料）率については，合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし，事業の健全で円滑な運営を基本 に，被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。
ただし，均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められ る場合，当該町村については，市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間內において緩やかに調整する。
2．賦課方式については，平成18年度からは，保険税に統一する。
3．出産育児一時金については，現行のとおりとする。
4．出産育児一時金貸付事業については，合併時に統一する。
5．葬祭費については，現行のとおりとする。
6．短期人間ドック利用助成については，事業内容•助成額を合併時に統一する。
7．高額医療費貸付事業については，貸付対象者，貸付額を合併時に統一する。
8．国民健康保険運営協議会については，新市において新たに設置する。

なお，報酬額については，日額報酬とし合併時までに調整す る。
9．医療費通知事業については，合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。
10．健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については，対象世帯及び記念品の額等について調整し，引き続き実施する。

## 21 介護保険事業の取投い

介護保険事業の取扱いについては，次のとおりとする。
1．被保険者の資格管理等に係る事務については，現行のとお り新市に引き継ぐ。
2．介護認定審査会については，現在，山武郡市広域行政組合において運営されているが，現行のとおり新市に引き継ぐ。
3．社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減に ついては，合併時に統一する。

ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
4．第1号被保険者の保険料については，合併期日の属する年度は，現行のとおりとし，平成18年度以降は，新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。
5．第 1 号被保険者の普通徴収保険料の納期については，国民健康保険税の納期と同一とする。
6．介護保険運営協議会については，新市において設置を検討 する。
7．保険給付関係については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 22 垱防國の取扱い

1．消防団については，合併時に統合する。
2．消防団組織機構については，支団制とする。 なお，支団数は，旧町村の区域を単位とした4支団とする。
3．消防団の任用等の取扱いは調整し，新市に引き継ぐ。団員報酬•手当等については，合併時に統一する。
4．消防施設については，新市に引き継ぐ。

## 23－1 防災•防犯•交通安全事恙の取报い

1．防災
（1）地域防災計画については，合併時に防災会議を新たに設置し，新市において速やかに策定する。

なお，災害発生時の応急対策等については，合併時まで に調整する。
（2）防災行政無線については，当面は現行のとおりとし，災害時の伝達等に支障がないよう新市においてシステムを整備 する。

2．防犯
防犯団体については，新市において調整する。
3．交通安全
（1）交通安全協会については，新市において調整する。
（2）交通安全計画については，新市において新たに策定する。
（3）交通安全対策協議会，交通安全指導員，幼児交通指導員及び児童•幼児交通安全については，新市において調整 する。
（4）駐輪場及び放置自転車関係事務については，新市に引 き継ぐ。使用料等については，合併時までに調整する。

## 23－2 行政逼絡機構の取扱い

1．行政連絡機構は，原則として現状の区域による。
2．行政連絡機構の運営方法（区長会，配布物の範囲及び配布依頼の頻度等）については，合併時までに調整する。
3．報酬及び運営経費等については，合併時に統一する。

## 23－3 人権婎讙の取扱い

人権擁護に関する各種施策については，これまでの取組の経過 を踏まえ，新市において引き続き実施する。

## 23－4 男女共同参画の取扱い

男女共同参画の取扱いについては，4町村の施策を再編し，新市において男女共同参画計画を策定する。

## 23－5 糾綕都市•国際交流事業の取报し

姉妹都市•国際交流事業等については，現行のとおり新市に引 き継ぎ，新市において調整する。

## 23－6 広報広徳関係事業の取扱い

広報広聴関係事業については，次のとおりとする。
1．新市において，毎月1回広報紙を発行する。 なお，仕様及び配布方法等については，合併時までに調整 する。
2．ホームページについては，可能な限り早期に開設する。
3．新市において，早期に市勢要覧を作成する。
4．その他の広報については，合併時までに調整する。
5．広聴関係事業については，現行の取組状況を踏まえ，新市 において調整する。

## 23－7 交通政箒事業の取扱い

1．JR対策については，現状の駐車場，駐輪場等の利便性向上の施策及び駅舎関係の施設改善対策を新市に引き継ぐ。
2．生活路線バス維持対策事業については，現行のとおり新市 に引き継ぐ。
3．循環バスの運行路線，料金体系については，当面現行のと おり新市に引き継ぎ，新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から，循環バス等のあり方について検討する。
4．芝山鉄道延伸対策事業は，現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 23－8 空澺関連事業の取扱い

成田国際空港との共生については，その理念を新市に引き継ぎ，現行の環境対策•共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確保する。

## 23－9 公の施設の取扱い

1．4町村が所有する公の施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
2．施設の名称については，調整が必要なものは合併時までに調整する。

## 23－10 䋑税関侕の取扱い

1．納税貯蓄組合等の組織については，新市に移行する。
2．納税貯蓄組合交付金等については，合併時に統一する。 ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
3．納期前納付報奨金については，合併時に統一する。

## 23－11 障害皀福社事業の取扱い

1．障害者計画については，地域の実情を踏まえ，新市において新たに策定する。
2．心身障害児通園施設（マザーズホーム）については，現行の とおり新市に引き継ぐ。
3．福祉作業所の管理運営については，合併時までに調整する。
4．国，県が定める制度については，次のとおりとする。
（1）精神障害者等居宅介護事業については，成東町の例に より新市において実施する。 ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
（2）重度心身障害者医療費助成事業については，松尾町の例により実施する。 ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
（3）重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については，合併時までに調整し新市において実施する。
（4）その他の事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
5．福祉タクシー事業については，合併時に統一する。 ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
6．心身障害者扶養共済掛金補助事業については，成東町，山武町，松尾町の例により，新市において実施する。
7．特定疾病療養者援護金給付事業については，合併時まで に調整し，新市において実施する。
ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。

## 

1．高齢者保健福祉計画については，地域の実情を踏まえ，新市において新たに策定する。

2．敬老事業については，敬老会式典の実施の有無を含め，合併時までに調整する。

3．次の事業については，新市においても引き続き実施するが，内容については合併時までに調整する。
（1）在宅介護支援センター事業
（2）生きがい活動支援通所事業
（3）生活管理指導員派遣事業
（4）家族介護慰労事業
（5）家族介護用品の支給事業
（6）緊急通報システム事業
（7）はり，きゅう，マッサージ施術費の助成事業
（8）シルバー人材センター補助事業
（9）老人クラブに対する支援事業
（10）福祉カー貸付事業
4．日常生活用具給付等事業については，山武町，松尾町の例 により，新市において実施する。
ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
5．高齢者福祉関連施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

6．生活管理指導短期宿泊事業，老人保護措置事業及び老人 ホーム入所判定委員会については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 23－13 児童䋹社事業の取报い

1．放課後健全育成事業については，合併時までに調整する。 ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとす る。

2．家庭児童相談室については，新市において設置する。
3．児童虐待防止地域ネットワークについては，新市において新 たに設置する。
4．次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については，新市において新たに策定する。

5．市になることにより，県から移管される事業については，法令等を遵守し実施する。

## 23－14 保佥事業の取报し

1．公立保育所施設については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
2．保育時間については，平日8時から16時，土曜日8時から12時とする。

ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
3．延長保育については，地域の実情を鑑み，合併時に再編し実施する。
ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。
4．公立保育所の乳児保育については，現行のとおりとする。
5．私立保育所事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において調整する。
6．地域子育て支援センター事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
7．保育料については，合併時に統一する。
ただし，合併期日の属する年度については，現行のとおりとする。

## 23－15 生活保護事業の取扱い

生活保護事業については，新市で設置する福祉事務所において，法令等に基づき実施する。

## 23－16 保健街生事業の取扱い

保健衛生事業の取扱いについては，次のとおりとする。
1．母子保健事業
（1）母子保健計画については，次世代育成支援対策推進法 に基づく市町村行動計画に位置づけ，新市において新たに策定する。
（2）母子健康診査事業，子育て支援事業については，母子 の健康や生活環境の向上を図るため，合併時までに調整し実施する。
2．老人保健事業
（1）健康教育事業については，合併時までに調整し実施する。 なお，健康相談事業については，現行のとおり新市に引 き継ぐ。
（2）生活習慣病予防事業については，合併時までに調整し実施する。
3．健康づくり事業
（1）健康日本21計画については，住民の健康の保持増進を図るため，新市において策定する。
（2）保健福祉まつりについては，住民の保健•福祉への関心 を高めるため，新市において調整し実施する。
4．感染症対策事業
予防接種事業，結核予防事業については，新市において調整し実施する。
5．精神保健福祉事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
6．保健医療対策事業（献血）については，合併時までに調整し実施する。

## 23－17 建設関攸事業の取扱い

1．建設関連事業及び都市計画関連事業については，計画的 に実施する。

なお，国補助の継続事業については，新市においても引き続 き実施する。

2．認定町村道，橋梁及び法定外公共物については，現行のと おり新市に引き継ぐ。
3．道路台帳については，当面現行の資料を基に運用し，新市 において新たに整備する。

4．地籍調査については，山武町の例を基本に新市に引き継ぎ，施行規模の拡大を含め新市において調整する。

## 23－18 都市計画の取扱い

4町村の都市計画は，現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお，新市において一体的なまちづくりを進めるため，早期に新市 の都市計画を策定する。

## 23－19 生活環境事㟄の取扱い

生活環境事業の取扱いについては，次のとおりとする。
1．環境施策関係事業
環境基本計画については，新市において新たに策定する。
2．環境保全関係事業
（1）公害調査（土壌•河川•地下水等）については，現行のと おり新市に引き継ぐ。 ただし，測定箇所，回数等については合併後に調整する。
（2）公害防止に関する規制基準については，成東町の例を基本に合併時に再編する。
（3）残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務につ いては，地域の実情を踏まえ合併時までに調整する。

## 3．環境衛生事業

（1）指定ごみ袋制度やごみの収集方法については，現行のと おり新市に引き継ぎ，合併後に調整する。
（2）ごみの資源化については，事業内容を調整し，新市にお いても引き続き推進する。
（3）環境美化事業については，現行制度を活用しつつ民間活力を取り入れ，合併時までに統一的な体制を整備する。 なお，補助金については，廃止を含め検討する。
（4）し尿処理関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
（5）不法投棄の防止対策については，合併時に再編する。 なお，不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置 については，新市において，統一的な体制を整備するよう調整する。
4．その他生活環境事業
（1）畜犬等事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
（2）墓地の経営許可に関する事務は，松尾町の例を基本に合併時に再編する。

## 23－20 農林水雇事業の取投い

農林水産事業の取扱いについては，次のとおりとする。
1．農政関係事業
（1）農業振興団体等は現行のとおり新市に引き継ぎ，新市に おいて速やかに調整する。
（2）農業の振興に関する各種計画は，新市において新たに策定する。

なお，新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引 き継ぎ運用する。
（3）農業振興事業は，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし，同一又は類似する事業は，合併時に統一する。
（4）農業地域活性化対策に係る各種イベント及び施策は，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において調整する。
（5）水田農業構造改革対策事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後に統一する。
（6）農用地の有効利用に係る各事業及び施策は，山武町の例を基本に合併時に統一する。
2．土地改良関係事業
（1）土地改良事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
（2）農村整備事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において検討する。
3．畜産関係事業畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については，松尾町の例を基本に合併時までに調整する。

## 4．林業関係事業

（1）森林整備のマスタープランについては，新市において新 たに策定する。

なお，新計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引 き継ぎ運用する。
（2）林業振興関係事業については，山武町の例を基本に合併時に統一する。
（3）治山事業については，成東町，松尾町の例により合併時 に統一する。
（4）鳥獣被害駆除防除事業については，合併時までに調整 する。
（5）火入れ許可については，成東町の例を基本に合併時に統一する。
5．水産関係事業
水産関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 23－21 商工•観光事業の取扱い

商工•観光事業の取扱いについては，次のとおりとする。
1．商工関係事業
（1）中小企業振興融資資金及び利子補給制度については，合併時までに調整する。
（2）商工会，商工団体及び工業団地への助成については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において速やかに調整 する。
（3）その他商工関係事業については，合併時までに調整する。
2．観光関係事業
（1）観光関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において速やかに調整する。
（2）観光協会については，合併後新市において関係団体の理解を得て統合に向け調整に努める。
（3）海岸の管理及び海水浴場公営駐車場の管理については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
（4）海水浴場の管理については，合併時までに調整する。
（5）海岸保全区域占用許可については，成東町の例により合併時までに調整する。

## 23－22 上•下水道事業の取扱い

上•下水道事業の取扱いについては，次のとおりとする。

## 1．上水道事業

上水道事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，今後 のあり方については，新市において検討する。

## 2．下水道事業

（1）下水道事業に関する各種計画については，合併後に再編する。
（2）農業集落排水事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし，使用料については，松尾町の例により合併時に統一する。
（3）合併処理浄化槽設置整備事業は，単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助を加え，松尾町の例により合併時に統一する。

## 23－23 町村立学校（園）の通学区域の取扱い

町村立小•中学校の通学区域の取扱いについては，当面は現行 のとおりとするが，町村境の地域については弾力的に運用し，新市 において通学区域の検討を行う。

なお，町村立幼稚園の通園区域については，特に法令上の定め が無いため，現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 23－24 学校給食事業の取扱い

1．学校給食の調理方式については，当面は現行のとおりとし，新市において調整する。
2．学校給食センター運営委員会については，学校給食の充実•発展とその運営を円滑に図るため，合併時に再編する。 なお，報酬については日額とし，合併時に統一する。
3．給食費については，当面は現行のとおりとし，新市において調整する。

## 23－25 学校教育事業の取扱い

1．教育委員会表彰については，合併後制度を統一する。
2．要保護，準要保護児童生徒の就学援助については，合併時 に統一する。
3．奨学金支給事業については，合併時までに調整する。
4．幼稚園については，原則として現行のとおり新市に引き継ぎ，幼稚園保育料，幼稚園保育料減免措置等については，合併時までに調整する。
5．私立幼稚園就園奨励費補助は，国の制度に基づき合併時 までに調整する。

6．通園バス運行業務については，当面現行のとおりとし，新市 において調整する。
7．児童生徒交通安全対策関係事業については，合併時に統一する。
8．外国青年招致事業による外国語指導助手事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
9．預かり保育事業については，当面現行のとおりとし，新市に おいて調整する。

## 23－26 文化振眮事業の取扱い

1．文化関係の各種事業については，当面は現行のとおりとし，合併後に再編する。

ただし，統合が必要な事業については合併時までに調整する。
2．文化会館•博物館の運営管理については現行のとおり新市 に引き継ぐ。

ただし，開館日等の調整は合併時までに行う。
3．文化連盟については，当面は現行のとおりとし，合併後に再編する。
4．新市における文化財の保存•活用については，地域の特性等を勘案しながら行う。
また，指定文化財の指定の基準については，合併時に再編し，指定済みのものは新市に引き継ぐ。

## 23－27 社会教育事業の取扱い

1．生涯学習振興計画については，合併後に再編する。
2．各種講座などの事業，スポーツ関係事業については，当面は現行のとおりとし，合併後に再編する。

ただし，統合が必要な事業については，合併時までに調整す る。
3．成人式については，合併時までに調整する。
4．図書館•公民館•社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。

ただし，開館日等の調整は合併時までに行う。
5．学校開放については，合併時までに調整する。

## 23－28 電算システムの取扱い

1．住民サービスに直接関連する電算システムは，住民サービス に支障がないよう合併時にシステムを統合する。
2．事務組織運営上の基盤となる電算システムについては，新市の事務機構及び組織において支障がないよう合併時にシス テムを統合する。
3．その他電算システムは，業務に支障がないよう合併時までに調整する。


## 山武中央合併協議会事務局

〒289－1392 千葉県山武郡成東町殿台296番地 成東町保健福祉センター 3階


[^0]:    ＊就業人口は，15歳以上人口に対する就業人口の割合につい
    て，平成12年の実績が一定に推移すると仮定して推計しま した。各産業分野の就業人口は，第1次産業割合が逓減傾向，第2次産業割合が一定という条件のもとに推計しました。

[^1]:    ＊その他に普通交付税の算定の特例（合併算定替制度）として，合併後10か年度は合併しなかった場合の普通交付税を全額保障し，その後5か年度は激変緩和措置があります。

